

厚生発 0308 第 1 号
5 輸国第 4581 号
令和 6 年 3 月 8 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)
農林水産省輸出・国際局長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国からニュージーランド向けに輸出する食肉については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。）の別紙 NZ-A1「ニュージーランド向け輸出牛肉の取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）に基づき取り扱われているところ です。

今般、ニュージーランドの規則が変更されたことから、下記のとおり、所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。なお、下記（1）、（2）、（4）及び（6）については、従前適用されてきたものを取扱要綱に盛り込んだものであり、今般新たに実施する内容ではありません。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

別紙 NZ-A1 について下記の改正を行ったこと。

（1）用語の定義の明確化

- (2) ニュージーランド向け輸出牛肉の要件の追加（口蹄疫等の疾病に関する
こと、農場の要件及び輸出牛肉に中枢神経組織を含まないこと）
- (3) 輸出証明書発給システムで申請・発行した場合における食肉衛生証明書
の原本の取扱に関する改正
- (4) 輸出検疫証明書の交付手続の追加
- (5) 食肉衛生証明書発行申請書及び食肉衛生証明書の様式の改正
- (6) 由来となった牛に関する申告書の追加